

平成30年6月12日

会員の皆様へ

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び実施マニュアル」の一部改正について

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当機関の事業運営に種々ご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて標記について、下記のとおり改正されました。

事業者の皆様においては、日頃から事業用自動車の運転者に対して指導及び監督に努めていることと思っておりますが、今回の改正内容について周知頂きますとともに運転者に対して適切な指導及び監督を実施していただきますようお願いいたします。

敬 具

記

## 1. 改正概要

### (1)点呼時における睡眠状況の確認

睡眠不足による重大事故が発生していることから、点呼時において睡眠状況の報告・確認及び良い睡眠をとることが事故防止に不可欠であることを運転者に対して指導すること。

### (2)緊急時における適切な対応

交通事故発生時の対応や自然災害の発生に備えた対処方法に関する指導を行うこと。

### (3)運転支援装置を備える自動車への適切な対応

被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置等を備えた自動車が普及していることから、装置に関する理解不足や過大評価により事故が発生する可能性があることを事故事例などの説明により指導を行うこと。

※詳細は下記からご確認頂きますようお願い申し上げます

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen\\_kisoku\\_kaisei20180604.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei20180604.html)